



石川奈津子著

こんな特養ホームだったら入りたい —日本全国特養ホームめぐり—

四六判 246ページ 2,000円(本体) 1997年 築地書館

特別養護老人ホーム(以下、特養という)のあり方について論じている書はいくつも出版されている。しかし、それらの多くは運営者の立場から書かれたものである。それに対して、本書は「私だったらここに入りたい、ここには入りたくない」という、入所者の視点から特養のあり方を論じている点が大きな特徴となっている。

著者は、「特養とは、かつ老いとは何であるかを模索しつつ、どういう老後があるのか、自分が入りたいというホームが果たしてこの日本にあるのか」という問題意識をもって、北は北海道から南は沖縄まで、アトラダムに選び出した20か所余りの特養を訪れた。そして、職員に話を聞き(残念ながら入所者から話を聞くことはほとんどできなかったという)、実際に施設を見学し、独自の調査票をもとにして、それぞれの施設を評価した結果を本書としてまとめた。

特養と一言でいっても、それぞれの施設には特徴があり、そこで暮らすお年寄りの生活も同じではない。本書で紹介されている特養を比較してみると、そのことがよくわかる。

本書は、福祉や自分の老後の生活にまだあまり関心がない人にとっても、これらのことを考えるきっかけとなるであろう。それは、だれにでもいざ訪れる老後をどこで、どのように生きたいかという避けては通れない問題を、一度真剣に考えてみる必要があることに気づかせてくれるからである。

なお、巻末には特養に関する法令や通達(抜粋)と調査票がそのまま掲載されており、特養の基本的な構造や、本書に出てくる特養のサービス内容を知るうえでのわかりやすい資料としてまとめられている。

全家連30年史編集委員会編

みんなで歩けば道になる —全家連30年のあゆみ—

B5判 278ページ 3,333円(本体) 1997年
(財)全国精神障害者家族会連合会

全国精神障害者家族会連合会(以下、全家連という)は、精神障害者に対する社会的無理解・偏見・差別、医療費自己負担、社会復帰対策の未整備による諸問題など、さまざまな重圧や矛盾に苦しんでいた精神障害者の家族たちが、現状打破のために立ち上がり、1965年に全国組織(それまでに各地で発足していた「家族会」の連合体)として結成した組織である。

本書は、全家連の成り立ちと精神障害者の「家族」という立場で、国や社会に対して粘り強く展開してきた30年間の活動の軌跡を、記録したものである。

全家連創立30周年の記念事業として、その活動の当事者たち自らの手によって記された本書は、精神障害者およびその家族が長い間経験してきた、あまりにも大きな「屈辱」と、言語にいい表しがたいほどの「苦痛」を赤裸々に証言するものである。しかし、何よりも、本書が緋く全家連30年の歴史から伝わってくるものは、山のようにそびえる社会の偏見・差別、イバラのように行く手を遮る法律・諸制度の未整備など、数々の問題に対して「自らが進んで社会運動を展開し、国や社会を動かして改善・解決する」という「道」をつくった者たちの「誇り」である。

彼らによって開かれた道、特に精神衛生法(1950年)→精神保健法(1987年)→精神保健福祉法(1995年)という精神保健・福祉分野の一連の法律改正への取り組みは、全家連の活動抜きでは実現が不可能であったろう。法律や制度面のみならず、日本の精神保健・福祉の歴史全体に、彼らを与えた影響はきわめて大きいといえる。

私たちに、「変えることのできることを、変えていく勇氣」を与えてくれる一冊である。

投稿論文

アメリカにおける児童虐待・放置対策の陥穽：無視された経済的要因

うえの かよこ
上野 加代子

聖カタリナ女子大学社会福祉学部講師

リーロイ・ペルトン(Leroy H. Pelton Ph.D.)

Professor and Director, School of Social Work, University of Nevada, Las Vegas, USA

デイビッド・ギル(David G. Gil D.S.W.)

Professor, Florence Heller Graduate School of Social Welfare, Brandeis University, USA

I 問題の「増加・深刻化」

—「児童虐待と放置の第3回全米発生調査」より—

「アメリカ中でますます多くの子どもたちが傷つき、その傷もよりいっそう深刻になってきている。私たち全員が結束し、これを阻止しなくてはならない。子どもの安全をまもるため全米をあげて取り組みを続けていく必要がある」(米厚生省長官の発言。1995年12月7日のマスコミ発表より)。

1996年秋に公表された「児童虐待と放置の第3回全米発生調査」報告によると、虐待・放置の危機にある子どもの数の推計は、前回の調査(1986年)の1,424,400人から、今回の調査(1993年)2,815,600人へと倍増した。なかでも深刻な虐待・放置に分類される子どもの数が、141,700人から565,000人へと、過去7年間で4倍になり、問題の増加と深刻化が警告されている¹⁾。

もちろん、今回の調査発表の発生件数がどれほど「問題の実態」を反映しているかについては、

別の見方も可能である。例えば、この調査実施主体である米厚生省も「児童虐待が7年間で倍増したなどとは本気で信じていないのではないかと。というのも、長官のあげる数字がほんとうならたいへんな事態で、調査結果を新聞発表する際に、これまでの対策の踏襲などという悠長な話ではなく、もっと断固とした改革案が示されたはずである」との批判意見が出されている²⁾。また、「コミュニティの専門家たちが今日、児童虐待と放置を多く見つけるのは、そのようにトレーニングされているからであり、児童福祉の専門家たちは、自分たちに割り当てられる資源が減少していると感じ止めているので、同情を得ようと、大きな数を挙げるのだ³⁾」といった批判もある。今日、アメリカでこのような意見がこの問題に長年携わってきた人たちから発せられていることは、非常に興味ぶかい。前者の批判は、米厚生省内の「全米児童虐待・放置センター(NCCAN)」の初代局長であったベシャロブからであり、彼は立場上、第1回の発生調査にもかかわっていた。また、後者の批判意見を出したゲレスは、「63%もの親が子ども

に暴力をふるっている¹⁴⁾と、かつて問題が社会に蔓延していることを声高に啓発する側にいたひとである。

ところで、本研究の目的は、児童虐待・放置の百万単位の発生数がはたしてほんとうかどうか、といった上記のような論争の影に隠れてしまいがちな、この問題と社会経済要因との関連性を、いま一度確認しておくことにある。今回の調査では、虐待・放置と低階層との関係性が、前回の調査以上に強く示されている。年収が15,000ドルに達しない家族の子どもは、30,000ドル以上の家族に比べ虐待・放置の危険が20数倍高い。放置だけをとってみれば、40数倍にもなる。また、一人親の子どもや、きょうだいが3人以上いる子どもが、身体的な虐待や放置を負う危険性も高い¹⁵⁾。とすれば、今回の発生調査からまず指摘されるべき問題状況とは、経済的に緊迫した家族における子育てのたいへんさ、単親家族の子育ての責任と負担の大きさ、ひいては社会的援助の制約などである。長官の発言にみるような増加・深刻化のセンセーショナルな取り上げ方と、それに対する社会的対応が敏感になったにすぎないという論の両方が、人びとの関心を問題の社会経済的な側面からそらしかねない。米厚生省が用意した調査結果のマスコミ発表では、増加・深刻化だけが強調され、低収入との関連性などまったく触れられなかった。アメリカの児童虐待・放置は、子育てのできない親の問題よりも、社会経済政策の不備として問い直されるべきである。マスメディアや専門家、政治家たちは、問題がすべての階層の家族に同じような割合で起こっているとか、子育て期にあるすべての家族の問題であるとの見方を広めてきた¹⁶⁾。また、親の性格形成史が原因であるとか、世代間で受け継がれていく、といった考えもいまだに根強い。以下でみるように、児童虐待や放置と関連づけられるかなりの割合の家族が、貧困かそれに近い生活条件下にあることは連邦対策の当初から明白であったにもかかわらず、問題は個人や家族の欠陥と結び付けられ、その欠陥を矯正するという考え方で現在にまで至っている。

日本でも、近年、この問題に対して社会的な関

心が向けられ、問題に対処するシステムや対策プログラムの必要性が説かれ始めている¹⁷⁾。いうまでもなく日本とアメリカでは社会状況が異なり、アメリカの対策の失敗点が日本の教訓になるとも限らないだろう。しかし、残念ながら日本では、アメリカの対策を無批判的に紹介する議論が少なくない。全米をあげて数十年に及ぶ組織的な解決が試みられてきたが、事態は一向に改善の兆しをみせず、むしろさらに悪化したとの受け止め方がアメリカでは強い。その最大の原因と考えられる、経済的な要因を軽視してきた点に焦点を当てることは、今後、日本での論議においても、何らかの示唆となるはずである。

II 「階層無関係説」を問う

これまでの全米規模の調査研究で、児童虐待・放置に最も一貫して関係するのは、家族の低収入、主たる生計者の失業、公的扶助の受給世帯といった経済的な要因である。この関連性は、1960年代後半から1970年代にかけて実施された全米規模の調査において、すでに明らかであった。

最も初期（1967年）のギルによる全米通報調査では、親が低収入・低学歴、父親が失業した家族や母子家庭に、身体的虐待が多かった。6割の家族が、調査の実施年度あるいはその前年度に公的扶助を受けていた¹⁸⁾。アメリカ・ヒューメイン協会による1976年の通報調査でも、「根拠があった通報」のなかでアメリカの平均収入に達している家族は1割に満たなかった¹⁹⁾。多くの専門家たちから広く情報を集め、児童虐待・放置の「発生」を推計した「第1回全米発生調査」でも、低収入の家族に虐待・放置の発生が多く、8割の家族の年収は15,000ドルに達していなかった²⁰⁾。

このように全米規模の大がかりな調査によって階層との関連性が浮き彫りになっていたにもかかわらず、低階層の家族のほうが公的機関の眼にとまりやすく、また通報もされやすいので、中・上流階層に発見・通報されない暗数が多いことを考慮すれば、すべての階層で同じように問題は起こっているにちがいない、という「階層無関係説」

によって、階層との関連性が曖昧にされてきた。それは、典型的には次のような主張である。

アパートに住む低階層の親子の行動は、郊外の戸建てに住む中・上流階層の家族内のことよりも、ひとの眼にとまりやすい。公的扶助の受給家族や受給率が高い地域には、ソーシャルワーカーも頻繁に出入りする。病院で子どもが救急治療室に運ばれてきた場合も、医師はわずかな情報と短い時間の枠内で虐待かどうかの判断を強いられる。住む世界も社会的力関係もかけ離れている親に対しては、虐待者のラベルをはりやすい。中・上流階層の親は、自分の暴力で子どもが怪我をした場合、かかりつけの医者に連れていく。なじみの家庭医は、通報義務があるといえ、虐待の疑いで親を公的機関に連絡することはよほどの場合であろう。顧客を失うだけでなく、裁判所等に呼び出され、貴重な時間を費やさなくてはならない。これらの点を考えあわせると、上・中流階層の表面化しない虐待・放置はかなりの数に上るはずで、階層による違いはないと結論づけられる、というものである。

しかし、この種の議論に対しては、いくつかの反論ができる。第1に、数十年に及ぶアメリカの児童虐待・放置の対策が、発見・通報されにくい中・上流階層の子どもの虐待を発見・通報することにとりわけ力をいれてきたこと、それにもかかわらず、この階層での割合が低階層に比べて一向に増加していないことに注意を喚起したい²¹⁾。

1960年代半ば、各州で制定され始めた通報法は、通報に消極的な専門家（典型的には医師）が疑いのあるケースを公的機関に通報することを奨励するものであった。またその後、1974年に連邦の「児童虐待防止対策法」が制定された関連で、多くの州は通報義務者の対象範囲を拡大し、免責規定や罰則規定を強化する方向で通報法を改正してきた。そして、公的機関への通報（通報された子どもの数の推計）は、1976年が669,000、1985年が1,919,000、さらに1994年では、3,140,000と増大した²²⁾。しかし、児童虐待・放置と、低収入、公的扶助、失業といった経済的要因との関連性は、全米規模の通報や発生の調査において、ギルの調査

以来、現在まで変化していない²³⁾。

第2に、この階層無関係説を統計的に裏付けるのは困難である。これは単に、発覚しない暗数の中身などだれも正確に知らない、ということではない。中・上流階層の暗数の統計上の見積もりが「非現実的」な数に上るからである。最新の「第3回全米発生調査」を例にとってみよう。この調査を指揮した、サドラックとボードヒューストによると、低収入の家族に虐待・放置が多いのは選択的な観察の結果であると統計的に解釈しようとするれば、中・上流階層に発見されない子どもの数が、あと4,500,700人いる計算になる。それは、アメリカの子どもの7%が虐待されているにもかかわらず発見されていないこと、そしてその子どもの家族はすべて15,000ドル以上の年収があると仮定することと同じである。つまり、一見もつもらしい階層無関係説を統計的につめていけば、私たちの経験からかけ離れ、現実味を欠く²⁴⁾。

第3に、階層無関係説は、虐待や放置の程度と社会階層との関連をみた調査からも、疑問視される²⁵⁾。通常、虐待の程度が深刻であるほど、公的機関の介入する可能性は高い。例えば、煙草を押しつけられたと思われる子どもの背中への火傷の痕跡や死亡に至るほどの怪我や放置のほうが、子どもの「情緒的な傷」よりも発見されやすく、また取り締まる側の主観的な判断にも左右されにくい。したがって、暗数は深刻な場合において小さくなるはずで、問題がどの階層にも同じように起っているならば、深刻なケースは、低階層と中・上流階層に同じような割合で発見されていはずである。しかし、実際の傾向は、どちらかといえば、その逆である。ギルの調査でも、身体的虐待のなかでも程度がきわめて深刻であるケースは、家族の年収が3,500ドル以下という最貧困層に多い²⁶⁾。公的な摘発を最も逃れにくい、死亡に至った子どもの虐待・放置も、貧困家族に圧倒的に多く、初回の発生調査では、死亡ケースの98%が低収入家族である²⁷⁾。今回の発生調査でも、虐待・放置の程度の深刻さは家族収入の低さに比例するという全般的傾向が認められている²⁸⁾。

他方、階層無関係説を支持する調査研究もある

が、それらの最大の特徴は、自己申告の調査で、定義も広義である、という点であろう¹⁹⁾。例えば、性的虐待の経験を聞いたサンフランシスコの調査では、回答者の16%が家族・親族から、31%がそれ以外から性的虐待を受けたことがあるとされている。この自己申告調査によると、家族・親族の性的虐待はむしろ収入の高い家族に多いという結果であるが、性的虐待の項目として、18歳になるまでの「望んでいなかったが、強制的でなかったキスの経験」や「未遂」が含まれている²⁰⁾。他方、狭義の定義を採用した、自己申告でない全米発生調査では、性的虐待も低収入の家族に多かった²¹⁾。また、グレスたちの家庭内暴力の二度にわたる自己申告調査においても、子どもへの暴力的行為は社会階層に関係なく認められるが、深刻な行為に限定すれば、収入の低い家族に起こりやすいという結果になっている²²⁾。つまり、狭義に定義すると、児童虐待・放置は低階層に多い。そして定義を拡大すれば社会全体に蔓延している、という当然ともいえる結果になるのである。

III 「低階層説」の根拠

では、上記のことにもかかわらず、なぜ階層と関係がない点がことさら強調される必要があったのだろうか。これについてはすでに、医療・福祉専門家集団の内部事情、政治的理由、マスコミ報道の性質などの側面から考察されているので²³⁾、ここではより一般的な法則だけを指摘しておこう。それは、児童虐待や放置に限らず、通常、ある事象を社会問題として訴えていく初期段階では戦略上「発生件数の大きさ」を訴えることが効果的であることと、問題を「心理化」や「個人化」するという現代的適合性である。

児童虐待・放置の問題に連邦政府が積極的に関与したのは、1974年の「児童虐待防止対策法」以来である。この法案の通過は、当時の上院議員モンデルを中心になされた。公聴会で、通報調査等にかかわった経緯から証言を求められたギルは、この問題の経済的な性格に言及するが、モンデルは「これは貧困の問題ではなく、全国民の

問題である²⁴⁾と応酬した。公聴会が証言者に期待したのは、階層を越えて問題が広がっているという内容に関連した証言であった。法案を議会を通すには、「発生件数の大きさ」を強調する必要があったからである。そして、その要請が問題の性質、原因、解決方法まで規定する。児童虐待・放置は、社会階層の別を超えて、あらゆる家族が抱える現代的な問題、個人の側が専門家の協力・指導のもとで解決できる種類の問題、典型的には、カウンセリングやセラピーを受けセルフヘルプグループに参加し親業について学習することで改善される養育者の内面や態度の問題として描かれていった。

また、問題の心理化や個人化に拍車をかけたのは、低階層の多くの親は子どもを虐待していない、低階層に虐待する親とそうでない親がいるのはどうか、という正論である。このような正論がどれほど理にかなっていても、そこに世代間の心理的サイクル論が加わったことで、関心は、虐待・放置に関連する物理的媒介要因を突き止める方向ではなく、個人や家族の病理、特に親の性格形成史に回路づけられた。階層無関係説の神話、心理的サイクル論、そして非常に貧しい生活環境でも子どもを虐待しない親もいるといった正論のすべてが、児童虐待・放置の社会経済的脈絡を覆い隠す装置として働き、問題を個人の側に一方的に帰属させるのに貢献してきたのである。以下では、児童虐待・放置の「低階層説」の根拠を、3つの点から考えていきたい²⁵⁾。

第1に、親による同じ（過失的）行為でも、低階層と上・中流階層ではもたらされる結果が違ってくる。例えば、親が数百ドルのお金を使ったり無くしてしまったような場合、貧しい家族の子どもはそれによって食事・衣服や暖房にも事欠く結果になるだろうが、中・上流階層では、子どもの衣食住の基本的な部分が脅かされることはない。また親が子どもを家に置いて外出した場合も、住居の安全性を考えれば、中・上流階層の子どもへの危険のほうが小さい。低階層の家族の故障しがちなヒーター、暖をとるためにつけっぱなしのオープン、壊れている窓枠、そして犯罪多発地域と

いった住環境そのものが子どもにとって危険であることは、子どもの焼死や窓からの転倒・鉛中毒・交通事故などが低階層地域に多いことからわかる²⁶⁾。また、子どもの性的虐待と低階層との理解しにくい関連性も、地域の危険性を考え合わせれば、ある程度説明されるのではないか。性的虐待の場合、他の種類の虐待や放置と違って、「親・養育者以外」が加害者である割合が半分を占めている²⁷⁾。親の同程度の監督の不十分さが、もろもろの犯罪の多い環境にいる低階層の子どものほうに、性的虐待とラベルが貼られる結果を招来する可能性はより高いだろう。

次に貧しいなかでの子育てのストレスの大きさも指摘できる。前述したように低階層では、ちょっとした親の不注意と子どもの危険とが隣り合わせである。また、中・上流階層の親は必要に応じてベビーシッターを雇えるが、低階層の親はその選択肢を欠く。同じ子育てでも、貧しい親の負担のほうが、はるかに重い。狭く混雑したアパート、不十分な食事、娯楽の少なさ、長期の失業状態等、窮乏した暮らしにはさまざまなストレスがつきまとうが、親がそれをうまく解消したり、やり過ごす手立てもなく、家族でいちばん無力な子どもたちがその犠牲になることも考えられるのではないか。

それに、子どもの虐待、特に放置の概念を、「貧困」から切り離してとらえることなど可能であろうか。「必要なものが提供されていない」、「不十分な監督」という放置の概念が、すでに貧困状態とオーバーラップしている。例えば、年上の子どもと外出するために、年少の子どもをベビーシッターを雇わずに家にひとり置き去りにすること。これは、放置と呼ばれている状況である。要扶養児童・家族扶助の受給家族の多くは、月末になるとお金が足らなくなるといわれてきたが、その状況も放置という概念でとらえるものである。通報や発生で最大の割合を占め続けている種別は、やはり放置である²⁸⁾。なお、子どもの虐待という場合にも、その定義自体は貧困と直接関連していなくとも、室内の状態、家族収入、親の就業状態などの貧困と関連の強い項目がリスク・アセスメント

に入っていることから、子どもの身体の安全が最優先に掲げられるほど、実際の虐待の判定では貧困状態がかかわってくるのである。

IV ソーシャル・ワークの使命

先にみたような児童虐待・放置と低階層との強い関連性を示す調査結果が相次ぐなか、低収入や失業といった要因がこの問題にまったく無関係であると頑強に主張する議論は、今日ではさすがに少ない。ただ、多くの児童虐待・放置の論文は、問題に関連する数多くの要因の1つとして経済的要因をあげているか、あくまで儀礼的な引用にとどめているかの、どちらかである。そのあとの議論の展開は、それと関係なく好き勝手になされており、肝心の経済的要因そのものへの関心が薄いといわざるをえない。

ここ数十年、アメリカでの児童虐待・放置の対策は、関連法の州と連邦レベルでの制定、専門諸機関や関連団体・学会の設立、多くの資金と人材の投入、啓発活動、援助プログラムや調査プログラムの開発・導入と、大きく進められてきた²⁹⁾。しかし、他方、まさに連邦の対策が始まった1970年代の半ば以降、子どもの貧困率は増加傾向にある³⁰⁾。みてきたように、児童虐待・放置が低階層に多いというパターンもまったく変わっていない。児童保護機関によって提供される、虐待・放置のケースに対するサービス内容といえば、相変わらず個人カウンセリング、家族カウンセリングが圧倒的に主流で、デイケアやホームメイカーの派遣は非常に少ないのである³¹⁾。子どもとその家族を取り巻く生活条件を引き上げるよりも、個人や家族の内面を変えていくことで問題を解決しようとする対策努力の継続は、今後において、はたしてどれほどの効果が期待できるであろうか³²⁾。児童虐待や放置という用語で括られている事柄の多くは、カウンセラーとの治療的な会話や、親業のクラスならびにセルフヘルプグループへの参加、といった個々の家族や個人の努力を喚起するという方向づけで大幅な改善がみられるとは考えにくい。

「貧困は児童虐待の主要な関連要因か？」という討論で、「否」の立場からミルナーは次のように論じている。子どもへの不当な扱いに対して、親の責任が問われるのは、親が選択できる資源をもっている場合である。親の貧困が原因の子どもの栄養不良などは、そもそも親による放置ではない。提供しようと思えばできる資源が社会にあって、その提供がなされていない場合、それはむしろ「社会による放置」というカテゴリーに入るからである、と³³⁾。この指摘はまったくそのとおりであるが、現実はこの状況に対して親の責任が問われてくる。貧困であるという以外のこれといった大きな過失がないにもかかわらず、「親による放置」とされ、子どもが家族から取り除かれ、フォスターケア(里親委託, グループホーム, 児童養護施設)に措置されうるのである。

児童保護システムはこれまで、サービスに値する家族と、それに値しない家族とを区別するケースワークの手法を採用してきた。前者を家族維持プログラムの対象とし、後者では子どもを虐待する親から引き離して、フォスターケアに措置する、といったように。そして、今日では、児童福祉の予算・人員・労力の多くは、前者よりも後者、つまり「家族の維持」プログラムよりも、年間数百万件に膨らんできた児童虐待・放置の通報の事実関係の調査と、その後の子どもの措置の「フォスターケアの維持」に費やされている³⁴⁾。フォスターケアの子どもの数は、近年またコンスタントに増加し始め、1996年は502,000人(推計)に上っている³⁵⁾。現場の児童保護ワーカーの任務も、児童虐待関連法の定めるところによって、家族の援助よりも家族の調査や虐待の判定のほうに重心が移ってしまっている。しかし、ソーシャルワークの存在理由は「援助」にある。

良質の保育所や公共住宅の建設、緊急保育サービス、訪問看護、それから窓の安全柵や火災探知機等の無料設置、緊急援助金の交付、最低収入の保障、子ども1人当たりの公的扶助の増額など、子どもを取り巻く物理的条件を確実に引き上げることで、養育者の側にこれといった態度変更を要請せずとも、子どもが健康に生き延びるチャンス

は格段に大きくなる³⁶⁾。この基本的なことが、アメリカの児童虐待・放置の議論において、見過ごされているのである。

クライアントの「エンパワーメント」は、カウンセリングやセルフヘルプだけが得意とするのではないだろう。それは、物理的なサービスの量を増やし、質を高め、クライアントの選択肢を広げることによってもおのずと実践されていくはずである。それに、問題分布の探求、通報のあったケースの調査マニュアルやリスクアセスメントの作成に熱心な児童虐待専門家によってすっかり忘れられてしまっているのだが、虐待や放置が起こっているかどうか、将来起こる危険性が高いかどうか、といったことに一切関係なく、子どもの貧困状態は解決されるべきである。これは、あまりにも当然のことである。

アメリカでは、児童虐待・放置が、子どもの貧困と別の問題として扱われてきた結果、両方の解決に失敗している。養育者の態度や性格を矯正したり家族を治療しようとする前に、問題がそもそも帰属する社会政策のあり方がもっと問われているはずである。

附記

本論文は、執筆者3名が数度にわたり内容を検討したものを、上野とペルトンが共同で原稿にし、それに対してジルがコメントを加え、そして最終的に上野が日本語に訳した。

注

- 1) National Center on Child Abuse and Neglect (NCCAN) 1996, *Third national incidence study of child abuse and neglect: final report*. U.S. Department of Health and Human Services.
- 2) Besharov, D.J. 1996, Douglas J. Besharov replies. *State*. October 23.
- 3) Gelles, R.J. 1996, Abuse redux. *State*. November 6.
- 4) Gelles, R.J. 1978, Violence toward children in the United States. *American Journal of Orthopsychiatry*. 48(4): 580-592.
- 5) NCCAN 1996, op. cit.
- 6) Pelton, L.H. 1978, Child abuse and neglect: the myth of classlessness. *American Journal of Orthopsychiatry*. 48(4): 608-617.

- 7) 上野加代子1996年、『児童虐待の社会学』世界思想社、3章を参照。
- 8) Gil, D.G. 1970, *Violence against children: physical child abuse in the United States*. Harvard University Press.
- 9) American Humane Association (AHA) 1978, *National analysis of official child neglect and abuse reporting*. Author. 平均収入との比較については、Pelton 1994, The role of material factors in child abuse and neglect. In Melton, G.B. & Frank D.B. (eds.), *Protecting children from abuse and neglect*. Guilford Press, pp. 131-181より引用。
- 10) NCCAN 1981, *Study findings: national study of the incidence and severity of child abuse and neglect*. U.S. Department of Health and Human Services.
- 11) より詳細な議論については、Pelton 1978, 1994, op. cit. を参照。
- 12) AHA 1988, *Highlights of official child neglect and abuse reporting: 1986*. Author, Wiese, D. & D. Daro 1995, *Current trends in child abuse reporting and fatalities: the results of the 1994 annual fifty state survey*. National Committee to Prevent Child Abuse.
- 13) AHA 1978, op. cit., AHA 1979a, *National analysis of official child neglect and abuse reporting: 1977* (issued by NCCAN, U.S. Department of Health, Education, and Welfare. U.S. Government Printing Office), AHA 1979b, *National analysis of official child neglect and abuse reporting: annual report, 1978*. Author, AHA 1981, *National analysis of official child neglect and abuse reporting: annual report, 1980*. Author, AHA 1987, *Highlights of official child neglect and abuse reporting: 1985*. Author, AHA 1988, op. cit., NCCAN 1981 op. cit., NCCAN 1988, *Study findings: study of national incidence and prevalence of child abuse and neglect*. U.S. Department of Health and Human Services, NCCAN 1996, op. cit.
- 14) NCCAN 1996, op. cit.
- 15) より詳細な議論については、Pelton 1994, op. cit. を参照。
- 16) Gil 1970, op. cit.
- 17) 数字は、Pelton 1994, op. cit.
- 18) NCCAN 1996, op. cit.
- 19) より詳細な議論については、Pelton 1994, op. cit. を参照。
- 20) Russell, D.E.H. 1983, The incidence and prevalence of intrafamilial and extrafamilial sexual abuse of female children. *Child Abuse & Neglect*. 7: 133-146, Russell, D.E.H. 1986, *The secret trauma*:

- incest in the lives of girls and women*. Basic Books.
- 21) NCCAN 1996, op. cit.
- 22) Gelles, R.J. 1992, Poverty and violence toward children. *American Behavioral Scientist*. 35(3): 258-274.
- 23) Pfohl, S.J. 1977, The 'discovery' of child abuse. *Social Problems*. 24: 310-323, Nelson, B.J. 1984, *Making an issue of child abuse: political agenda setting for social problems*. University of Chicago Press.
- 24) Gil, D.G. 1973, Statement of David Gil, Professor of Social Policy, Brandeis University, Waltham, MA. In *Hearings before the Subcommittee on Children and Youth of the the U.S. Senate on the Child Abuse Prevention Act* (pp.13-21) U.S. Government Printing Office, p.17.
- 25) Pelton 1978, 1994 op.cit.
- 26) これらの研究のリビューについては、Pelton 1994, op. cit. を参照。
- 27) NCCAN 1996, op. cit.
- 28) NCCAN 1988, op. cit., NCCAN 1996, op. cit., Wiese & Daro 1995, op. cit.
- 29) 前掲7), 1章, 2章を参照。
- 30) U.S. Bureau of the Census 1996, *Statistical abstract of the United States 1996*. U.S. Department of Commerce Economics and Statistics Administration.
- 31) AHA 1978, op. cit., AHA 1979a, op. cit., AHA 1979 b, op. cit., AHA 1981, op. cit., AHA 1983, op. cit., Wiese & Daro 1995, op. cit.
- 32) Gil, D.G., 1996, Preventing violence in a structurally violent society: mission impossible. *American Journal of Orthopsychiatry*. 66(1): 77-84.
- 33) Milner, J.S. 1994, Is poverty a key contributor to child maltreatment? : No. In Gambrell, E. & T.J. Stein (eds.) *Controversial issues in child welfare*. Allyn and Bacon, pp.23-26.
- 34) Pelton 1989, op. cit., Pelton, L.H. 1991, Beyond permanency planning: restructuring the public child welfare system. *Social Work*. 36(4): 337-343.
- 35) Tatara, T. 1997, U.S. child substitute care flow data and the race/ethnicity of children in care for FY 95, along with recent trends in the U.S. child substitute care populations. *Research Notes*. 13. Voluntary Cooperative Information System of American Public Welfare Association Washington, D.C.
- 36) Gil, D.G. 1981, The United States versus Child Abuse. In Pelton (ed.) *The social context of child abuse and neglect*. Human Sciences Press. pp. 291-324, Gil 1996, op. cit., Pelton 1994, op. cit.